

調査の概要

1 調査の目的

事業所・企業の事業活動の実態を明らかにし、事業所・企業に関する基礎資料及び事業所や企業を対象とする各種統計調査のための母集団資料を得ることを目的として実施しました。

2 調査の根拠

統計法（昭和22年法律第18号）及び事業所・企業統計調査規則（昭和56年総理府令第26号）によります。

3 調査の期日

平成18年10月1日現在で実施しました。

4 調査の範囲

調査期日現在、存在するすべての事業所を対象としました。

ただし、次の事業所は対象外としました。

- (1) 日本標準産業分類（平成14年3月7日総務省告示第139号）の「大分類A－農業」、
「大分類B－林業」及び「大分類C－漁業」に属する個人経営の事業所
- (2) 日本標準産業分類の「中分類83-その他の生活関連サービス業（小分類832家事サービス業に限る）」及び「中分類94-外国公務」に属する事業所
- (3) 次の事業所は、調査技術の観点から対象外としました。
 - ア 劇場内、運動競技場内、駅の改札口内、有料道路内など料金を支払って出入りする有料施設の中にある別経営の事業所（ただし、有料の公園、遊園地、テーマパークの内にある別経営の事業所を除く）
 - イ 家事労働のかたわら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯
- (4) 次の事業所は、事業所・企業統計調査という事業所に含めません。
 - ア 収入を得て働く従業員がいない事業所
 - イ 休業中で、かつ従業員がいない事業所
 - ウ 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業員がいない事業所

5 調査の単位

原則として、同一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位としました。同一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所としました。

同一区画の場所か、同一経営かどうか不明瞭な場合は、同一の貸金支払台帳、売上帳、現金出納帳、出勤管理簿などの経営諸帳簿を有する範囲を1事業所としました。

なお、鉄道業については、管理責任者の所管ごとに1事業所とし、学校については、同一の学校法人に属する幾つかの学校が同一の場所にある場合でもそれぞれを1事業所としました。

また、官公庁については場所ごとにとらえるとともに、同一の場所にあっても議決機関・執行機関・委員会ごとに1事業所としました。

6 調査の種類

- (1) 甲調査 … 民営の事業所を対象とします（全数調査）
- (2) 乙調査 … 国及び地方公共団体等を対象とします（全数調査）

7 調査の方法

対象事業所の申告義務者（事業所の管理責任者）の自計申告によります。

8 調査事項

調査事項は、次のとおりです。（調査票様式については、付録に記載）

(1) 甲調査

[事業所に関する事項]

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 経営組織
- エ 本所・支所の別
- オ 開設時期
- カ 従業者数
- キ 事業の種類・業態
- ク 形態

[企業に関する事項]

- ア 本所・本社・本店の名称及び電話番号
- イ 本所・本社・本店の所在地
- ウ 登記上の会社成立の年月
- エ 資本金額及び外国資本比率
- オ 親会社・関連する会社の有無
- カ 親会社の名称及び電話番号
- キ 親会社の所在地
- ク 子会社の数
- ケ 支所・支社・支店の数
- コ 会社全体の常用雇用者数
- サ 会社全体の主な事業の種類
- シ 会社形態の変更状況
- ス 電子商取引の実施状況

(2) 乙調査

ア 名称及び電話番号

イ 所在地

ウ 職員数

エ 事業の種類